

# 第2次日田市子ども読書活動推進計画

(令和6年度～令和10年度)

令和6年3月  
日田市教育委員会

# 目 次

## 第1章 子ども読書活動推進計画の趣旨

1. 計画策定の趣旨	1
2. 子どもの読書活動の意義・現状	2
3. 国の状況	3
4. 県の状況	3
5. 計画の目標及び基本方針	4
(1) 子どもと関わる場における読書活動の推進	
(2) 子どもの読書活動推進のための環境整備及び人材の育成・支援	
(3) 子どもの読書活動に関する理解・関心を深めるための啓発活動	
6. 計画の期間	4

## 第2章 読書活動の現状と課題

1. 家庭	5
2. 保育園・認定こども園・児童館等	5
3. 小・中学校	5
4. 社会教育施設	6

## 第3章 子どもの読書活動の推進

1. 家庭における子どもの読書活動の推進	8
(1) 保護者が行う読書活動に関する支援	
① 絵本・図書リストの活用	
② 読書活動の楽しさを味わう機会の提供	
(2) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動	
① 「読書活動関連の講座」の開催	
② 子ども読書の日・読書週間の普及啓発	
③ 「家読（うちどく）」の取組を推進	
2. 保育園・認定こども園・児童館等における子どもの読書活動の推進	9
(1) 保育園・認定こども園における子どもの読書活動の推進	
① 絵本の読み聞かせ等の継続	
② 本とふれあう環境整備	
③ 保護者への情報提供・啓発	
(2) 児童館等における子どもの読書活動の推進	
① おはなし会の実施	
② 本を身近に感じられる空間づくり	

3. 小・中学校における子どもの読書活動の推進	10
(1) 子どもの読書環境整備・充実	
① 学校図書館の環境整備	
② 淡窓図書館と学校図書館の連携・協力の推進	
③ 校内体制の整備	
(2) 子どもが積極的に読書活動に取り組むための支援	
① 学校における読書ボランティアを活用した読書活動の推進	
② 読書に親しむ時間の設定	
4. 社会教育施設における子どもの読書活動の推進	10
(1) 淡窓図書館における子どもの読書活動の推進	
① 読書に親しむ機会の提供	
② ブックスタート事業の推進	
③ 学校への支援・協力	
④ 子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者の育成・支援	
⑤ 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動	
⑥ 「子ども司書」の育成の推進	
(2) 公民館における子どもの読書活動の推進	
① 読書に親しむ機会の提供	
② 読書環境の整備・充実	
③ 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動	

#### 第4章 子どもの読書活動の施策の効果的な推進に向けて

1. 推進体制の確立	13
2. 関係者の連携・協力の促進	14
3. 今後の取組について	14
資料 「子どもの読書活動の推進に関する法律」	15

## 第1章 子ども読書活動推進計画の趣旨

### 1. 計画策定の趣旨

本市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成26（2014）年4月に「日田市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

この計画は家庭や地域、学校等の様々な関係機関が一体となり、以下に示すような発達段階に応じた取組を推進し、全ての子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境を整備することで、次世代を担う心豊かな子どもたちを育成することを目的に、基本的な方針を示すとともに、子どもの読書活動の推進に関わる施策の総合的な指針として定めるものです。

#### ① 妊娠期・乳児期

妊娠中に、保護者が胎児に絵本の「読み聞かせ」<sup>(※1)</sup>を行うことは、保護者の精神状態が落ち着くことだけでなく、親になることの自覚や子どもへの愛情の芽生えを促すとともに、胎児の感受性の発達を促すといった効果が期待されています。

乳児期では心身の成長のうえて基礎となる大切な時期です。赤ちゃんの頃から、保護者をはじめとした大人が「読み聞かせ」をすることで、情緒が安定するとともに、豊かな感性が育まれます。また、親子で一緒に絵本を楽しむことは子どもにとって言葉を学習するだけでなく、親子のきずなを深める重要な役割を果たします。

このように、早い時期から親子で一緒に絵本等に親しむ環境を作ることが重要です。

#### ② 幼児期

幼児期になると、保育園や認定こども園、児童館等に通う子どもも多くなり、集団生活を通して少しずつ世界が広がり、また多くの人と接することで、自己表現も豊かになり、日常会話もできるようになってきます。そして、絵本など簡単なストーリーを理解できるようになり、日常生活のなかでも絵本の内容をまねしたり、話したりと、絵本の世界に浸ることができます。

また、自分の好きな絵本ができることにより、それを「読み聞かせ」てもらうことで、絵本を楽しめるようになります。

子どもの読書に対する興味を満たすためにも、保護者など周りの大人が関わっていくことが重要です。

#### ③ 小学生

小学生になると文字を習い、本を読めるようになります。主体的に読書に取り組み、習慣付けることが重要となります。幼児期と同じように大人に本を読んでもらうことで、物語を楽しむ経験を重ねることも必要です。

---

※1 「読み聞かせ」

読み手が子どもたちに絵本や紙芝居を見せながら、活字の部分を読んで本の内容を伝える。

また、物語だけではなく、図鑑や科学絵本といった視覚的効果が得られる本に触れさせることで、知的好奇心が高まるとともに、分からないことがあったときに、自分で調べる習慣が身につくことも期待できます。

読書を楽しめるようになった子どもは、中学年以上になると、興味関心が広がり、長い物語や古典的な作品、歴史の本など多くの分野の本も読むことができるようになってきます。

また、それらの本にふだんから親しんでもらうため、学校や図書館などで紹介することも必要です。

#### ④中学生

思春期を迎えるこの時期は身体的・精神的に不安定となり、悩みを抱える時期です。読書に費やす時間が確保しづらく、読書量に差がでてきます。しかし、読書を通して様々な知識などを得ることで、悩みを解決できる場合もあり、そのためにも、様々な分野の本を読める環境を作ることが重要です。

また、図書館を有効活用してもらうための周知を図ることも必要です。

#### ⑤高校生等

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになります。

そのため、中学生と同様に、様々な分野の本を読める環境を作ることが重要です。図書館を有効活用してもらうために関係機関が連携し、啓発していくことも必要です。

## 2. 子どもの読書活動の意義・現状

子どもは、「読み聞かせ」や自分で読書をするにより、未知の世界を知り想像力や創造力を体得し、日常の直接体験では得られない発見や出会いに触れることができます。その体験によって視野が広がり、言葉や心理を理解し、豊かな感情や感性が育まれていきます。また、読書は自己実現を図っていくことの手助けもしてくれます。子どもが多くの情報や知識を習得し、様々な人々の生き方に触れることで、将来への夢や希望に心をときめかせるなどの喜びを感じとることができます。

さらには、子ども自身が正しい判断力を持ち生命の大切さを感じ取り、思いやりの心と生きる喜びを見いだす「読書活動」には、子どもの成長に欠くことができない重要なはたらきがあるといわれています。この健全な成長を支えるためにも、子どもの読書活動を社会全体で積極的に推進していく必要があります。

その中で、(社)全国学校図書館協議会が実施した「第68回学校読書調査」(令和5(2023)年度調査)では、1か月の間に1冊も本を読まなかった「不読者」の割合が、小学生では7.0%、中学生では13.1%、高校生では43.5%と、小学生、中学生の不読率は中長期的には改善傾向にあります。これは、「朝の読書」<sup>(※2)</sup>など、さまざまな読書活動推進の取組によって、子どもが

---

※2 「朝の読書」

学校で毎朝始業前の10分間、児童生徒教職員全員が本を読む運動。

本に触れる機会が増え一定の効果があったと考えられます。一方で、高校生の不読率は依然として高い状況にあることが伺えます。

スマートフォンなどの普及により、更なる読書離れにならぬよう、読書への関心を高めるとともに、読書の質を深める取組が必要であり、子どもたちを取り巻く家庭や学校、図書館など、地域社会全体での連携に努めることが重要だといえます。

### 3. 国の状況

国は、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成13（2001）年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定するとともに、平成14（2002）年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

さらに、平成17年（2005）に「文字・活字文化振興法」を制定、5年後の平成22（2010）年に「国民読書年に関する決議」が採択され、この年を「国民読書年」と定め、政官民協力の下で国をあげてあらゆる努力を重ねることが宣言されました。

また、教育に関しては、平成18（2006）年12月に教育基本法が改正され、これを受けて学校教育法、図書館法が改正されました。また、改訂された「学習指導要領」では、言語能力を向上させる重要な活動として、読書の充実と学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童・生徒の自主的、自発的な読書活動を充実させることが規定されています。

平成30（2018）年に著作権法の一部を改正、令和元（2019）年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行、令和2（2020）年7月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」が策定され、障害の有無に関わらず、全ての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられることを目指しています。

これらの状況を踏まえ、令和5（2023）年3月に第5次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、「1. 不読率の低減」、「2. 多様な子どもたちの読書機会の確保」、「3. デジタル社会に対応した読書環境の整備」、「4. 子どもの視点に立った読書活動の推進」の4項目が基本方針として示されました。

### 4. 県の状況

大分県では、こうした国の動向を踏まえ、平成16（2004）年2月に「大分県子ども読書活動推進計画」を策定以降、令和2（2020）年3月に「第4次大分県子ども読書活動計画」を策定しています。

第4次の計画では、「第3次大分県子ども読書活動推進計画」での取組を検証し、子どもが自ら進んで読書に親しみ、読書習慣を身に付けていくとともに、読書活動を通じて、生涯にわたって豊かな人生を送ることができるよう、市町村や読書関係団体等と連携・協力し、子どもの読書活動が一層推進されるよう積極的に取り組むこととしています。

## 5. 計画の目標及び基本方針

本市においても、新型コロナウイルス感染拡大による行動制限等により図書館への利用が控えられた時期が生じたことや、GIGA スクール構想による学校の ICT 環境の整備、デジタルデバイスの普及による急速な情報化の進展等により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化していることから、国や県の計画を参考としつつ、子どもの読書活動が継続して実施されるよう、以下の3つの基本方針を掲げ、その推進に努めます。

### (1) 子どもと関わる場における読書活動の推進

家庭・保育園・認定こども園・児童館・学校・図書館・公民館等、それぞれの役割に応じた取組が主体的にできるよう努めます。また、相互に連携・協力が図られるよう、ネットワークの構築を図ります。

### (2) 子どもの読書活動推進のための環境整備及び人材の活用・支援

子どもが読書習慣を身に付け、豊かな感性を育むために、資料の充実に努めます。また、読書活動の専門的職員の資質向上や読書ボランティア<sup>(※3)</sup>の活用に取り組むとともに、その活動を支援します。

### (3) 子どもの読書活動に関する理解・関心を深めるための啓発活動

子どもの読書活動に関する意義や重要性について、市民への理解と関心を深めていく必要があります。そのため、読書活動関連の行事開催や、子どもの読書に関する情報提供を行い、啓発活動を進めます。

## 6. 計画の期間

この計画の実施期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

---

※3 「読書ボランティア」

子どもと本を結び付けるため、公共施設や学校などでおはなし会等の活動を行うボランティアのこと。

## 第2章 読書活動の現状と課題

### 1. 家庭

子どもにとって生活の大部分を占める家庭では、絵本等を通じた語りかけや家族との会話により、読書習慣が次第に身に付いていきますが、テレビ、ゲーム、インターネット、スマートフォンなど、さまざまなメディアの著しい普及に伴い、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、こうした生活環境や家庭環境の変化が、子どもたちの活字離れを進ませる一因ともなっています。

家庭での読書活動は非常に大切に、保護者が子どもの年齢や成長などに応じて「読み聞かせ」をすることは、子どもにとって楽しい経験になるとともに、読書活動の基礎にもなります。

家庭における読書活動を進めるためには、保護者の理解や協力が必要であると同時に、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣化することの重要性についての理解を促進する必要があります。

また、読書に関する興味や関心を引き出すため、読書を通じて、子どもが感じたことや考えたことを話すなど、親子がふれあう機会として読書活動を活用していく必要があります。

そのため、親子で参加できる読書に親しむ機会や情報提供を継続して行う必要があります。

### 2. 保育園・認定こども園・児童館等

保育園や認定こども園、児童館等で多くの人たちと出会い、行動をともにすることは、幼児期の子どもにとって人間形成の基礎をつくりあげる大切な経験となります。この時期における絵本や物語の読み聞かせなどの読書活動が、言葉の学習をはじめ、豊かな感性を育むとともに、好奇心や探究心などの知的発達を促す重要な役割を果たします。

そのため、それぞれの場で絵本や紙芝居の「読み聞かせ」などの読書活動を積極的に取り入れるとともに、図書コーナーに本をそろえ、子どもたちが本に親しむことができる環境を整えることが求められます。

しかしながら、図書コーナーにおける蔵書数やスペースも十分とはいえないため、更に充実させていく必要があります。また、保護者自身に活字離れの傾向がみられ、読書活動への関心に差が生じていることから、保護者に対して、あらゆる機会を通じてこの時期の読書活動の重要性を伝えていく必要があります。

### 3. 小・中学校

学校の図書館は、子どもが様々な資料や情報を活用することにより自ら学ぶ力を育む場として、また読書を通じて豊かな人間性を育む場として、重要な役割を果たしています。

しかし、資料が古く新刊本が少ない場合もあることから、定期的な資料の更新を行っていく必要があります。また、学校図書館員については、多様な業務に対応した研修機会の充実や、各学校間における情報共有、淡窓図書館との連携などを通じて資質の向上を図っていく



ことが必要です。

市内の多くの学校では、子どもの読書活動を推進するために「一斉読書」等の読書の時間を設けていますが、更なる読書の習慣化のためには、各学校の実情に応じて「一斉読書」での読み聞かせや、学校図書館の運営・環境整備などにボランティア等の地域の力を活用していく必要があります。また、国語をはじめ全ての教科を通じて学校図書館を積極的に活用し、読書活動の推進にも取り組んでいく必要があります。

#### 4. 社会教育施設

淡窓図書館は本に関する様々なネットワークの中心となる施設であり、図書資料の活用をはじめとした読書活動に関する知識や経験を有しています。

「子ども読書の日」<sup>(※4)</sup>、こどもの読書週間（4月23日～5月12日）、夏休みイベント（7月末日～8月11日）や秋の読書週間（10月27日～11月9日）には、図書館において様々な行事を開催しています。また、乳児健康診査時にお気に入りの絵本等を手渡す際に、アドバイスしながら絵本の読み聞かせ等を開催し、親子のコミュニケーションづくりを支援しています。

さらに、読み聞かせボランティアグループの活動のさらなる充実により、子どもが読書に親しむ機会の提供を行いながら、誰もが利用しやすい多様な児童書等の整備に努める必要があります。

そのほか、子どもが自ら読書に関する理解を深めるとともに、同世代の子どもの読書のきっかけを作り出すために、「子ども司書」<sup>(※5)</sup>の育成の取組を推進していく必要があります。

読書活動の充実のためには、県立図書館を中心に県内の公共図書館との連携・協力を図り、市民ニーズに対応した資料の借受けや、司書をはじめ図書館業務に携わる職員の資質向上のための研修会等への参加や開催を積極的に進める必要があります。

地区公民館においては、図書室や図書コーナーが設置されている施設もありますが、蔵書数が十分ではなく、児童書等に詳しい職員が配置されていないことから、本を置いているだけの状況に留まっている状況です。

地域ぐるみで子どもの読書活動を推進するためには、公民館において、淡窓図書館の団体貸出し等の活用やボランティアグループと連携した講座等を開催しながら読書活動に対する理解を深める取組が求められます。

---

※4 「子ども読書の日」（4月23日）

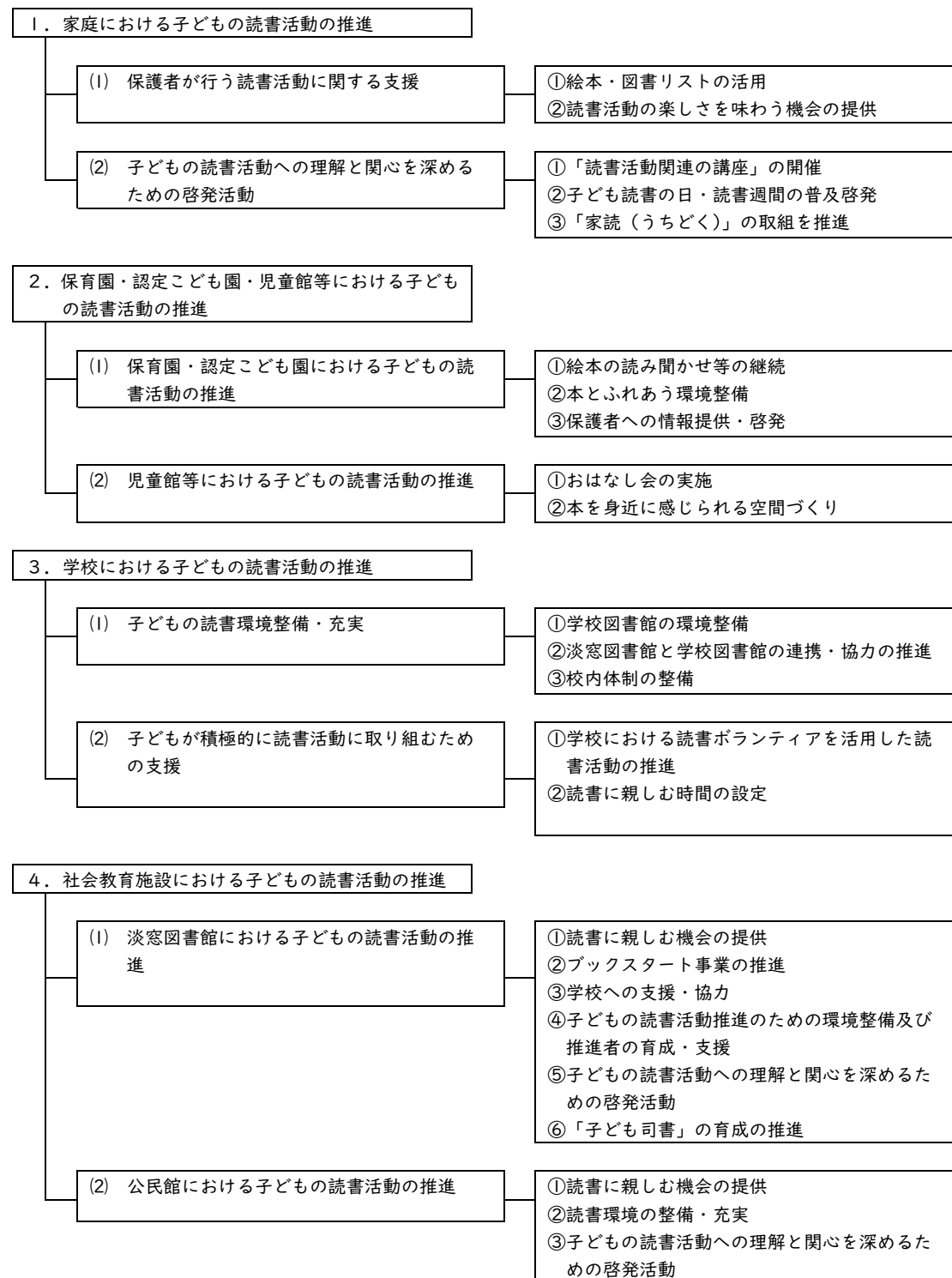
「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき制定（平成13年12月施行）され、国や地方公共団体に対し、子どもが本と出会うための事業を実施するよう求めている。

※5 「子ども司書」

図書館や学校で、図書館の役割や司書の仕事についての知識などの研修などを通して、子どもの読書活動を推進するリーダーを養成し、学校や図書館などで読書を推進するために活動する子どものこと。

## 第3章 子どもの読書活動の推進

### 第2次日田市子ども読書活動推進計画の体系



## 1. 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの生活の基本の場である家庭は、子どもが読書習慣を身に付けるいちばん身近な場所です。保護者が子どもの成長に応じた「読み聞かせ」をすることは、子どもにとって楽しい経験であり、読書活動の基礎となります。読書習慣を身に付けるためには、周囲の大人が読書に親しみ、本に親しむ環境を作るとともに、子どもに「読書の楽しさ」を体験させ、読書のすばらしさを教えることが必要なため、以下の点について積極的に取り組みます。

### (1) 保護者が行う読書活動に関する支援

#### ①絵本・図書リストの活用

図書館では、乳児健康診査時に「絵本リスト」により選定した本を配布し、家庭での読書活動を推進しています。また、子育て支援センターの協力により絵本の読み聞かせ会などの行事への参加を促します。

小・中学校では子ども向けに図書リストを作成して本の紹介を行い、子どもの成長や状況に応じた図書情報を提供します。

#### ②読書活動の楽しさを味わう機会の提供

親子がともに通える場（図書館等）において、おはなし会など親子で読書活動に親しめる行事を開催します。

また、淡窓図書館の貸出サービスを周知するとともに、図書館職員が保護者や子どもの読書活動相談に対応するなど、読書活動の楽しさを味わえる機会を提供します。

### (2) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

#### ①「読書活動関連の講座」の開催

読書に関する様々な情報提供を行い、子どもの読書活動への関心を高め、その重要性についての理解を促します。そのために、子育てを支援する関連施設や関係機関において、大人や保護者を対象にした講座や教室、研修会の充実を図ります。

#### ②子ども読書の日・読書週間の普及啓発

4月23日は「子ども読書の日」として制定されています。この法律の趣旨に沿った様々な行事を開催して、子どもの読書活動推進のための積極的な取組を行います。

また、こどもの読書週間と秋の読書週間は本とのふれあいを再認識する絶好の機会であるため、図書館ホームページや図書館だよりなどでの広報活動を進めます。

#### ③「家読(うちどく)」<sup>(※6)</sup>の取組を推進

子どもが読書習慣を身に付けるためには、家庭での読書環境を整えることが大切です。身近な場所に本があり、子どもの周りにいる大人がふだんから本に親しむことは、子ども

---

※6 「家読(うちどく)」

「家庭読書」を略した呼び方で、読書を通じた家族間のコミュニケーションを推奨する運動。

が読書に興味を持つきっかけとなります。

そのため、図書館や公民館などで「家読」に関する情報発信等の啓発を行います。

## 2. 保育園・認定こども園・児童館等における子どもの読書活動の推進

保育園や認定こども園・児童館等での読書活動は、子どもたちが集団の中で友達と一緒に本にふれあい、興味を持ち、さらに読書の楽しさを知ることは、子どもたちの成長過程において欠かすことができないものです。保護者と一緒に子どもたちの豊かな心を育ていくためにも、以下の点について積極的に取り組みます。

### (1) 保育園・認定こども園における子どもの読書活動の推進

#### ①絵本の読み聞かせ等の継続

子どもたちの発達段階に応じた本を選定し、「読み聞かせ」等を行うことで、本に親しむ機会を継続して提供します。また、読み聞かせグループ等の地域ボランティアと連携し、協力体制の充実と職員の読書指導技能の向上を図ります。

#### ②本とふれあう環境整備

子どもたちが気軽に本にふれあうことができるスペースを確保し、子どもたちが自然と手を伸ばすような本を選定することで、本に親しみやすい環境を整備します。また、図書館と連携して蔵書の循環を図り、多くの本に出会える場所を提供します。

#### ③保護者への情報提供・啓発

保護者に対して「読んでほしい本」「話題の本」などの情報提供を行います。また、参観日等において親子一緒に絵本の読み聞かせなどを行い、読書活動の大切さについて啓発を行います。

### (2) 児童館等における子どもの読書活動の推進

#### ①おはなし会の実施

児童館においては、絵本の読み聞かせやパネルシアター等のおはなし会を定期的開催することにより、親子で一緒に本に親しみ、本を通じたコミュニケーションが図られる機会を提供します。また、他の行事においても本にふれあう機会を取り入れ、保護者に対して読書の大切さについて啓発を行います。

#### ②本を身近に感じられる空間づくり

親子が一緒に安らぎ、子どもが自然と本を手取るような空間を提供します。また、「今月の絵本」や「おすすめの本」等の情報提供も行います。

### 3. 小・中学校における子どもの読書活動の推進

学校における読書活動は、子どもが読書に親しみをもち、習慣として身につけるためにとっても重要です。子どもの成長・発達段階や障がいのある子どもの状態・特性に応じた読書活動の充実が図られ、一人一人が生涯にわたって読書に親しみ、読書を通じて生活を豊かにすることができるような環境整備が必要なため、以下の点について積極的に取り組みます。

#### (1) 子どもの読書環境整備・充実

##### ①学校図書館の環境整備

子どもたちが学校図書館において快適な読書活動が行えるよう、蔵書等の図書資料や設備の充実を図ります。また、GIGAスクール構想により整備された情報端末を活用した取組の可能性などを調査・研究していきます。

子どもと本をつなぎ、学校における読書活動を支援するため、学校図書館員を適切かつ効率的に配置するよう努めます。

##### ②淡窓図書館と学校図書館の連携・協力の推進

子どもたちがいつでも本を手にとることができるよう、淡窓図書館と学校図書館が連携し、全ての学級・学年に対する団体貸出しを積極的に推進します。

##### ③校内体制の整備

子どもの読書活動を推進するために、各学校長のもと、教職員と司書教諭や学校図書館員が連携して取り組める体制を整備します。また、研修等を通じて司書教諭や学校図書館員の資質の向上を図ります。

#### (2) 子どもが積極的に読書活動に取り組むための支援

##### ①学校における読書ボランティアを活用した読書活動の推進

読書ボランティアなどによる「読み聞かせ」や「ブックトーク」を行うなど、各学校の状況に応じた読書活動を推進します。

##### ②読書に親しむ時間の設定

落ち着いた雰囲気を作り、さらに読書活動の習慣付けができる朝読書や学校・学年・学級を単位とした一斉読書、隙間時間を活用した読書等の時間の設定を推進します。また、子どもたちが主体的に取り組めるよう、司書教諭や学校図書館員が「お薦め本リスト」等を作成します。

### 4. 社会教育施設における子どもの読書活動の推進

淡窓図書館は本に関する様々なネットワークの中心となる施設であり、読書活動と図書資料の活用に関する知識と経験を持っており、子どもの読書活動の推進拠点としての専門的な役割も担っています。また、公民館は地域住民にとって身近な学習拠点、交流の場、

地域コミュニティ形成の場としての役割を担っています。子どもたちがたくさんの良い本と出会えるような環境整備を総合的に行いながら、以下の点について積極的に取り組みます。

## (1) 淡窓図書館における子どもの読書活動の推進

### ① 読書に親しむ機会の提供

毎月第2・4土曜日に読み聞かせ団体が行うおはなし会<sup>(※7)</sup>や「読書週間」中に開催する様々な行事を通して、子どもたちが読書に親しむ機会を提供し、子どもの読書活動に理解と関心を深めます。

また、淡窓図書館以外の身近な場所でも図書に親しめるよう、保育園や認定こども園・児童館、さらに、学校・公民館等に対して、希望に沿った図書をまとめて貸し出す、団体貸出しを推進します。

### ②ブックスタート事業<sup>(※8)</sup>の推進

乳児健康診査時に絵本の紹介をしながら、お気に入りの絵本等を手渡しています。その際に、読み聞かせに関するアドバイスを行うとともに、早い時期に本とふれあうきっかけをつくる大切さを説明しています。子どもの健やかな成長と保護者の育児を支援するために、ブックスタートを推進します。

また、ブックスタートを受けた乳児を対象とした「読み聞かせ会」を継続して行うとともに、保護者に絵本などを紹介する機会を設けます。

### ③学校への支援・協力

#### ○レファレンス<sup>(※9)</sup>支援の充実

学習内容に沿った資料の紹介・要望を受け、情報を提供します。また、テーマ別の「調べ学習」<sup>(※10)</sup>では事前に資料を調査・確保して、児童生徒の学習を支援します。

#### ○小学生を対象とした利用者カード作成の推進

淡窓図書館の利用者カード作成を推進し、図書館を利用するきっかけを作るとともに、本とふれあう機会の促進に努めます。

---

#### ※7 「おはなし会」

子どもを集めておはなしを聞かせること。主に図書館や学校などで行われています。おはなし会の内容は対象となる子どもの年齢にあわせて、絵本や紙芝居の読み聞かせやストーリーテリング（物語を覚えて本を使わずに語る）など、子どもが興味を持つように工夫して行われます。

#### ※8 「ブックスタート事業」

自治体の乳幼児健診などの際に図書館職員やボランティアなどが、読み方や接し方の説明をしながら絵本を手渡す。

#### ※9 「レファレンス」

「参照」という意味ですが、図書館用語としては「資料相談」「資料参照」という意味で使われます。具体的には「〇〇について調べたい」「〇〇が載っている本を見たい」といった相談について答えるものです。

#### ※10 「調べ学習」

子どもが自分自身で課題を設定し、自ら学び、考えながら解決をする学習方法。

#### ○図書資料の配本システムの活用

淡窓図書館では、希望する学校に対し、児童書等の巡回配本を定期的に行っており、学校での読書が可能となっています。今後もこの取組を継続し、学校での児童の希望に沿った児童書等の利用を進めます。

#### ○読書活動の指導や支援に関する研修会の充実

子どもの読書活動に対する指導や図書の有効活用を図るため、県立図書館等と連携した各種研修を行うとともに、更なる研修への参加促進に努めます。

### ④子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者の育成・支援

#### ○児童書コーナーの充実

児童向けの魅力ある蔵書構成を図るため、児童・保護者の読書ニーズに応じた資料の整備やおすすめ本の紹介をするなど、児童書コーナーの充実を行います。

#### ○インターネットコーナーの開放

現代社会は、インターネットを利用した情報収集が、不可欠となっています。そのため、淡窓図書館では子どもたちに、館内図書の検索用パソコン（OPAC）やパソコンコーナーの利用を開放しています。引き続き、有害サイトなどへの接続を規制しながら、児童がいつでも利用できる環境を提供します。

#### ○障がいのある子どもへのサービス

障がいのある子どもの読書活動を支援するために、さわる絵本、LLブック<sup>(※11)</sup>やオーディオブック<sup>(※12)</sup>など、視覚・聴覚等に配慮した資料の充実を図り、障がいのある子どもたちも楽しめる読書環境の整備に努めます。

#### ○読書活動ボランティアの活動支援

読書ボランティアの活動は、子どもの読書活動を推進する上で重要なことから、それらの団体の活動への支援を行っていきます。

#### ○地域における読書活動の支援

子どもの読書活動を推進する上で、子どもにとって身近な場所に本がある環境を作ることが大切です。そのため、地域の状況や要望に応じて公民館等と連携し、本の貸出しを行うなどの活動を支援します。

---

※11 「LLブック」(LL＝スウェーデン語の Lättläst (レットラスト) の略)

LLブックとは、やさしくて分かりやすく書かれている本のこと。知的障がいのある人や日本語を母語としていない人など、文字を読んだり、本の内容を理解することが苦手な人でもやさしく読めるよう工夫されている。

※12 オーディオブック

オーディオブックとは、小説や児童本などの書籍を朗読した音声をデータ化したコンテンツ、DVDやCDのこと

### ⑤子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

#### ○子ども読書の日、読書週間の普及啓発

「子ども読書の日」、「こどもの読書週間」と秋の「読書週間」には、淡窓図書館において様々な行事を開催しています。

「子ども読書の日」、「読書週間」は、本とのふれあいを再認識する絶好の機会となるため、淡窓図書館ホームページや図書館だよりなどでPRや講演会・研修会を行い、子どもの読書活動への理解と関心を深めます。

### ⑥「子ども司書」の育成の推進

#### ○「子ども司書講座」の開催

子どもの読書推進を図るため、「子ども司書」の育成を行う「子ども司書講座」を開催し、「子ども司書」の育成を推進します。

## (2) 公民館における子どもの読書活動の推進

### ①読書に親しむ機会の提供

子どもの読書への興味・関心を高めるため、淡窓図書館やボランティアなどと連携して、公民館利用者や保護者などのニーズに応じた取組を行い、読書に親しむ機会を提供します。

### ②読書環境の整備・充実

子どもたちが公民館図書コーナーを気軽に利用できるよう、淡窓図書館と連携し公民館図書の充実や希望する図書の貸出しを行うとともに、本の配置や掲示を工夫するなど、公民館における読書環境の整備・充実を図ります。

### ③子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

子どもの読書活動に関する理解や関心を深めるため、図書館職員や地域住民、ボランティア等と連携し、公民館の青少年事業や家庭教育事業において講座や講演会の開催に努めます。

また、これらの活動を公民館だより等で周知し、地域の住民に読書活動の大切さについて啓発を行います。

## 第4章 子どもの読書活動の施策の効果的な推進に向けて

### 1. 推進体制の確立

計画の具体的な取組は、教育機関や行政機関、児童施設、関連団体、公民館等それぞれの分野で行います。また、相互に情報交換や取組等に関して連携を深め、計画の効果的な推進に努めます。



## 2. 関係者の連携・協力の促進

淡窓図書館を中心に、子どもの読書に関する情報収集・提供を行うとともに、ボランティアグループ、保護者など関係者の交流の機会を設け、子どもの読書活動にかかわる人々の連携・協力の促進に努めます。

## 3. 今後の取組について

日田市子ども読書活動推進計画に関連する機関や団体、関係者との意見交換等を行い、本計画の円滑な推進に努めていきます。また、今後の推進状況等を検討していく機関等を設置し、本計画の実現において具体的な取組を行います。

### 【目標指標】

指 標 名		現 状 値		目 標 値
			基準年度	令和10年度
読書冊数（1か月あたり）	小5	11.7冊	R 5	15.0冊
	中2	2.1冊	R 5	2.6冊
一か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合	小学生	15.6%	R 5	7.0%
	中学生	35.5%	R 5	20.0%
学校での読書に親しむ時間の設定率		70.0%	R 5	80%
淡窓図書館児童図書の出借冊数		75,358冊	R 4	78,000冊
読書関係研修会の実施回数		9回	R 5	10回

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第一条

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条

子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条

国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条

父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条

政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条

都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。